

第49回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成24年9月28日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 9月28日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 29号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 30号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 31号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 32号議案 | 平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 33号議案 | 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 34号議案 | 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 35号議案 | 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 36号議案 | 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 37号議案 | 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 38号議案 | 平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 39号議案 | 平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 40号議案 | 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算 |

			の認定について
日程第 2	第 42号議案	宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について	
日程第 3	第 43号議案	宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結について	
日程第 4	第 44号議案	山崎小学校校舎改築工事請負契約の締結について	
日程第 5	発議第 1号	宍粟市議会議員政治倫理条例の制定について	
	発議第 2号	宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	
	発議第 3号	宍粟市議会議員定数条例の一部を改正する条例について	
日程第 6	発議第 4号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について	
日程第 7	所管事務等調査について		
追加日程第1	発議第 5号	宍粟市議会政治倫理審査会の設置について	

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 29号議案	平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 30号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 31号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 32号議案	平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 33号議案	平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 34号議案	平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 35号議案	平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 36号議案	平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

	第 37号議案	平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 38号議案	平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 39号議案	平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 40号議案	平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	第 42号議案	宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
日程第 3	第 43号議案	宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結について
日程第 4	第 44号議案	山崎小学校校舎改築工事請負契約の締結について
日程第 5	発議第 1号	宍粟市議会議員政治倫理条例の制定について
	発議第 2号	宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
	発議第 3号	宍粟市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 6	発議第 4号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について
日程第 7	所管事務等調査について	
追加日程第1	発議第 5号	宍粟市議会政治倫理審査会の設置について

応 招 議 員 (2 0 名)

出 席 議 員 (1 9 名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 木 藤 幹 雄 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 東 豊 俊 議員	7 番 伊 藤 一 郎 議員
8 番 岩 蒨 昭 美 議員	9 番 藤 原 正 憲 議員
1 0 番 大 倉 澄 子 議員	1 1 番 實 友 勉 議員
1 2 番 高 山 政 信 議員	1 3 番 山 下 由 美 議員
1 4 番 岡 前 治 生 議員	1 5 番 山 根 昇 議員
1 6 番 小 林 健 志 議員	1 7 番 大 上 正 司 議員

18番 西本 諭 議員
20番 岡田 初雄 議員

19番 岡崎 久和 議員

欠席議員（1名）

6番 福島 斉 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中村 司 君	書記	榎谷 米男 君
書記	清水 圭子 君	書記	原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路 勝 君	副市長	岩崎 良樹 君
教育長	小倉 庸永 君	会計管理者	杉尾 克 君
一宮市民局長	福元 晶三 君	波賀市民局長	西川 龍 君
千種市民局長	阿曾 茂夫 君	企画総務部長	清水 弘和 君
まちづくり推進部長	西山 大作 君	市民生活部長	岸本 年生 君
健康福祉部長	秋武 賢是 君	産業部長	前川 計雄 君
農業委員会事務局長	藤原 卓郎 君	土木部長	平野 安雄 君
水道部長	米山 芳博 君	教育委員会教育部長	岡崎 悦也 君
総合病院事務部長	広本 栄三 君	消防本部消防長	幸島 幸博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第29号議案～第40号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第29号議案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第40号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

当該12議案は、去る9月13日の本会議で、決算特別委員会に審査を付託していたものであります。

決算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員長、3番、木藤幹雄議員。

途中であります、本日、福嶋 斉議員から欠席の届けが出ておりますので、お知らせをいたします。

それでは、決算特別委員長よろしくお願ひします。

○決算特別委員長（木藤幹雄君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

それでは、決算特別委員会の審査の経過と結果の報告をいたします。

平成24年9月3日、第49回宍粟市議会定例会において上程のありました第29号議案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第40号議案、宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案の審査につきまして、平成24年9月13日に決算特別委員会が設置され、議長より10名の議員が選出されました。

同日、第1回委員会を開催し、委員長に木藤幹雄、副委員長に寄川靖宏を選出し、その後、審査日程及び審査要領を協議いたしました。その日程は、9月14日から21日までの5日間とし、審査に使用する資料としては、各会計決算書平成23年度主要な施策の成果説明書及び各部が作成した独自の説明資料で審査をすることといたしました。

以下、審査の結果を報告いたします。

付託を受けました決算認定に係る会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、

介護保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業特別会計、病院事業特別会計及び農業共済事業特別会計の12会計であります。

初めに、一般会計から報告します。

歳入は、予算額265億1,644万5,000円に対して、調定額は262億1,082万8,935円、決算額252億6,665万7,637円で、調定額に対する決算額の割合を示す収入率は96.4%、予算額に対する決算額の割合を示す執行率は95.3%であります。

歳出は、予算額265億1,644万5,000円に対して、決算額242億8,772万5,467円であり、執行率は91.6%となっております。

歳入歳出差引額は、9億7,893万2,170円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,209万3,000円を除いた実質収支は、7億9,683万9,170円の黒字であります。

翌年度繰越額は、11億8,961万4,000円で、その主な内訳は、土木費の道路新設改良事業2億1,905万6,000円、教育費の山崎小学校校舎改築事業5億9,450万6,000円、災害復旧費の土木施設災害復旧事業1億760万8,000円等となっております。

歳入の主なものは、市税46億9,954万2,398円、地方交付税99億6,760万2,000円、国県支出金39億5,913万1,990円、市債30億7,670万3,000円となっております。

市税の現年度課税分では、景気はやや回復傾向にあるとはいえ、個人、法人市民税にその影響は見られず、ともに前年度をやや下回り、固定資産税では、県産木材供給センター関連などで微増となり、たばこ税では、増税の影響などで対前年度比で12.8%増となりました。地方交付税は、国勢調査人口の減少や東日本大震災による消防団員の公務災害補償掛金の増により、対前年比1.1%プラスとなっております。国県支出金は、前年より25.0%の減少となっており、主な要因は、臨時交付金や公共土木災害復旧負担金の大幅な減少及び農林業施設災害復旧費補助金の減少によるものです。市債では、庁舎整備事業や林業再生事業の終了による合併特例事業債や臨時財政対策債等の減少により、前年比7億9,730万9,000円、約21%の大幅な減少となっております。

歳出の主たるものの金額と構成比は、人件費42億5,066万5,000円（17.5%）、扶助費29億7,131万2,000円（12.2%）、普通建設事業費29億8,303万7,000円（12.3%）、公債費40億5,164万1,000円（16.7%）、繰出金32億9,827万5,000円（13.6%）となっております。

人件費については、職員数の削減を行っているものの、議員共済金納付金や消防団公務災害補償掛金の増加などにより微増となっております。普通建設事業費につ

いては、一宮南中学校校舎改築事業や林業再生事業が終了したことにより大幅に減少しており、災害復旧事業費においても、平成21年度災害復旧事業のピークが過ぎたことにより大幅な減少となっております。また、公債費についても、起債の償還のピークが過ぎたことや前年度の繰上償還の効果により大幅な減少となっております。一方で、物件費においては、地籍調査事業費の増加や教育用コンピューター購入、予防接種や外出支援サービスなどの事業費増による増加となっており、補助費等も病院会計への繰り出しや、にしはりま環境事務組合への負担金額などにより増加しています。

次に、一般会計に属する各部局の状況を報告いたします。

まず、企画総務部においては、予算・決算を総括する部局として、全体的な内容についての報告がありました。

平成23年度の決算の概要は、特別会計を含む12会計のうち、医師の確保が非常に困難な病院事業会計を除いて黒字決算となっており、数字の上では良好な結果となっております。また、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の財政指標においても若干の改善が見られ、健全化に向かって予定どおり進められています。

しかしながら、具体的内容については、国債発行による地方交付税総額の確定や、この交付税が大きなウェートを占める標準財政規模に基づくものであり、借金により表面上の体裁が保たれている現実を真摯に認識しておく必要があります。

厳しい社会情勢の中、経費の削減には極力人件費抑制を図る必要があるとの指摘に対しては、効率性を意識した仕事の仕方、時間内で処理しようとする意識の醸成が必要であるとともに、施設の統廃合に取り組むことが必要であるとの回答であり、職員の意識改革に期待するところであります。

市税に関する滞納額の増加についての指摘に対しては、収納率は向上しているが、滞納額は単純に年間1億円ずつ増加し、現在12億円となっており、滞納整理検討委員会において、方法そのものを変えるべく検討を進めているとのことです。また、滞納整理全般を所管する部局として、公債権・私債権間における情報の共有について法的な課題も踏まえてその可能性を研究されており、その成果に期待するところであります。

経常収支比率の80%台への見込みについては、少子高齢化による扶助費の増額や参画協働の推進による補助費の増額等が見込まれる中で、非常に厳しい状況ではありますが、当面は90%を目標とし、将来的には85%を目指すとのことであり、目標に向けた地道な取り組みに期待します。

入札の執行については、公共施設の建設等にあたっては市内業者の優先及び資機材の市内調達についての意見に対して、工事等の規模及び業者の施工能力を総合的に勘案する中で、「市内でできることは市内で」を基本に業者選定に努めており、今後においてもこの方針での取り組みを確認したところであります。

企画総務部においては、「ヒト・カネ・モノ」を総合的に管理調整する部門として、財政の健全化に向けた不断の努力と総合計画に基づく「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」の実現に向けた着実な推進を望みます。

次に、まちづくり推進部については、部の名称どおり市民とともに歩む行政を推進し、市民・議会・行政の役割を明確にする中で、市民が主体の参画と協働のまちづくりを進めるためのルールとしての自治基本条例が施行されたことにより新たなまちづくりのスタートを切りました。

参画と協働のまちづくりに向けた取り組みとして進める、しそう元気げんき大作戦及びまちづくり支援事業の成果については、しそう元気げんき大作戦は平成22年度に各まちづくり協議会で策定したまちづくり計画に基づき、具体的な取り組みの足がかりとして事業展開ができたこと、また、まちづくりの支援事業については、自治会や各種団体等と対象範囲は小さいながらも活動の広がりを図ったことであります。今後においても、補助金のばらまきとならないように、十分に目的と効果の検証を行いながら実施されることを期待します。

懸案の公共交通については、多額の補助金を支出しているが、真に生きた補助金となるように定額制料金の試算や地域で守る意識の醸成に向けた取り組みについて、知恵の出どころはまだまだあるのではないかとの意見が出されました。一方で、増え続ける外出支援サービスとの兼ね合いも考慮する中で現状とニーズの把握に努め、市全体の公共交通体系の構築に向けて、バスやタクシー事業者及び関係機関で構成する地域公共交通活性化協議会における協議検討を期待するものであります。

ペレット製造施設への補助については、この4月から製造販売を実施されており、年間300トンの製造を予定されているとのことですが、まほろばの湯に導入しているペレットボイラーを市内の温泉施設へも拡大することで、市内における需要と供給の循環を確立することが重要であります。

また、小水力発電については、なかなか個人での取り組みは難しいのではないかとの意見については、今年度、新たに取り組みを進める未来のふるさとづくりモデル事業において、市内における再生可能エネルギーへの取り組みについてのポテンシャルを調査する中で、今後の取り組みを進めることになっていきます。

多額の費用をもって実施した生物多様性まちづくり事業における調査データを各部局間で共有を図ることにより、環境・防災面でタイアップを図りながら里山整備等を進められたい。

まちづくり推進部は、まさに市民が主体のまちづくりの推進エンジンとして非常に重要な役割を果たしていることを十分認識し、市民とともにつくるふるさとづくりのキーワードである「環境・観光・地域力」のもと、各種施策の展開を図られるよう望みます。

次に、市民生活部については、市税について適正な課税を実施することと、滞納問題については徴収方法等検討し、さらなる収納率向上に努められたいとの意見がありました。また、住宅新築資金等貸付金は実態調査を行い、不納欠損等の債権処理をするべきであるとの意見がありました。

クリーンセンターや火葬場の維持管理に経費が多く使われていますが、効率的な運営に努め、適切に管理されたいとの意見がありました。平成23年度において、ごみの分別収集計画を策定し、平成24年4月から、ごみの新分別収集の開始に向けて市民への周知を徹底し、平成25年4月からのにしはりまクリーンセンターの稼働に向けて取り組んでいます。

次に、健康福祉部については、平成23年度において健康福祉部所管の各種事業の計画が策定されています。計画に基づき適正な取り組みが実現されるよう求めます。また、各種相談窓口の体制充実、支援体制を強化されるよう求めます。

外出支援サービス事業費は、利用者の増加や事業者への委託金額の増加により費用が急増しています。見直しを検討されているということですが、地域の公共交通等との連携を図り、利用者の意見をよく確認しながら検討されたいとの意見がありました。生活保護については、受給者の実態を十分に把握しながら執行されたいとの意見がありました。

次に、産業部・農業委員会については、宍粟市にあわせた施策を展開する中、産業部関係の決算額は18億8,095万1,709円と、平成21年度発生の災害復旧事業が概ね完了したこと等により、前年比38.7%の減となっています。

農業振興では、生産性の向上、土地の有効活用などを重点に、集落営農体系への転換、担い手農家、認定農業者の育成など積極的に進めているほか、ほ場整備事業や国県施策と連携した有害鳥獣対策も実施しています。

林業振興関係では、宍粟材の利用推進施策、森林の低コスト団地の推進や路網整備の促進、高性能林業機械の導入補助等を行い、また、緑税を活用した災害に強い

森づくりに努めています。作業道については、安全に使える道を開設するよう指導されたいとの委員から意見がありました。

商工業では、国の経済対策事業で雇用対策や事業者への融資等を行ってきました。また、1次、2次産業への助成や特産品開発についても取り組んでいます。

農業委員会では、農地制度を適正に執行するとともに、利用状況調査（農地パトロール）を通じて地域の農地の把握を行い、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地の有効な利用を進めています。地域住民にとって耕作放棄地の問題は深刻であるので、解消に向けた対策の強化をさらに進められることを求めます。

次に、土木部については、土木部関係の決算額は13億8,868万8,845円で、平成21年度に発生した災害復旧事業がピークを過ぎたことや、2カ所の市営住宅の建て替え事業が完了したこと等により、前年比31.1%の減となっています。

市道の整備としては、現在1,410路線ある中、新設改良21路線、繰越分14路線、維持補修518件を実施し、改良済延長は300.6キロメートル、整備率51.2%となっています。また、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業では、15メートル以上の橋りょう106橋の老朽度調査を実施しています。

市営住宅は、下比地団地建て替えのため実施設計と住宅性能評価を実施しています。住宅使用料については、各市民局で担当しており、平成23年度の収入未済額は906万1,571円（63名）、現年では275万3,211円、過年度分で約630万8,360円あり、滞納マニュアルに従い新規滞納者を出さないよう厳格に対応していますが、年々増加している状況です。

土地区画整理事業については、平成4年から平成6年に、イオン周辺4.3ヘクタールの整備ができたのみで、他は手つかずの状態ですが、市道や水路改修の要望が多く出されており、将来の事業に支障のない範囲での対応となっています。

次に、水道部については、所管する会計は上水道事業会計（公営企業会計）、簡易水道事業特別会計、一般会計（地域生活排水事業（コミプラ）・特別会計繰出金）、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の5会計により、施設整備及び維持管理を行っており、水道事業においては、「水に対する質の安全・量の安定確保及び危機管理」に、下水道事業においては、「公共水域の水質保全、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に向けた施設維持管理」に取り組んでいます。

一般会計分では、地域生活排水事業と特別会計繰出金であり、歳入合計1億4,198万4,879円で、使用料及び手数料の収入未済額は、現年度分で130件で278万7,875円、過年度分で101件、620万9,931円の合計899万7,806円であります。歳出で

は、上水道と簡易水道事業への繰出金に4億7,544万6,302円、農業集落排水事業の繰出金に4億1,450万円、下水道事業への繰出金に9億6,900万円を支出しています。市内のコミュニティプラント施設の処理場10施設、中継ポンプ場140カ所の維持管理を適性かつ効率的に行うため、民間業者に委託しており、その他脱水汚泥処分委託、光熱水費、施設修繕費などを支出しています。

工事請負費は、公共樹設置工事、下水道管移設工事等を実施、また、素麺前処理槽変更工事補助金を支出しています。

上下水道関係の各会計に対する全体的な意見、質疑として、次のようなものがあります。

高料金対策について、簡易水道統合後はどうなるのかとの問いに対して、簡易水道にも高料金対策はあるが、基準が異なっており、統合すれば上水道の基準にあわせることになるが、基準は2年前の数値がもとになるので、その間は異なるということでした。

福祉世帯水道料金等助成事業の助成金については、この助成制度が平成24年1月からのもので、平成23年度分は812世帯の認定であったが、平成24年度においては、現在のところ1,223件の申請のうち851世帯を認定しているとのことでした。

また、平成24年3月末の水道普及率は98.2%、下水道接続率は91.5%となっており、県下平均を下回っているため、さらなる普及率の向上をとの意見がありました。

また、滞納整理については、他の債権と同様に適正かつ厳格な対応による滞納額の削減を求めました。

次に、会計課については、歳入決算として、財産運用収入の利子及び配当金が1億2,167万1,135円と前年度より8,515万7,000円増額となっております。原因としては、千種テレビ施設運営基金条例廃止に伴う基金処分によるものです。また、基金の果実運用資金については、3,382万6,912円を一般会計の各事業へ充当しています。歳出の主なものは、公金取扱手数料が409万3,622円となっており、また平成23年度一時借入金の利息については、112万3,287円となっております。

次に、議会事務局・監査委員・公平委員会については、平成23年度議会基本条例の制定に伴い、議会改革を進めるために議会改革推進特別委員会を設置し、政治倫理条例、選挙公営に関する条例、議会議員定数条例などの検討を行い、議会報告会においても市内8会場で開催し、市民との意見交換を行いました。

新規事業の政務調査費交付事業では、各会派等で各種研修会への参加や行政視察等を行い、審議能力の向上や政策提言等への取り組みを行いました。しかしながら、

6割程度の執行率で149万6,094円の不用額を残したことは、今後の課題として有効活用するよう厳しく対応していかなければなりません。

次に、教育委員会の主な取り組みとしては、平成23年度に千種北小学校と千種南小学校が一つになり、千種中学校区の学校規模適正化が完了しました。また、教育環境の整備として、戸原小学校屋内運動場・プール改築、河東小学校の校舎・屋内運動場・プール改築などの事業を実施しております。

学校教育活動としては、宍粟の良さを知り宍粟を愛する子どもの育成事業としてふるさとしそく探検隊や環境体験事業などを行っています。小中一貫教育では、義務教育9年間の連続した教育体制の構築として、一宮北中学校並びに千種中学校に推進教員を配置し、小中一貫教育の導入に向けた取り組みを行っています。特色ある教育活動としては、確かな学力状況調査事業を平成22年度から継続して行っており、調査データをもとに結果分析等を行い、指導方法等の改善に向けた取り組みなどにより推進しています。

就学前の教育・保育関係では、幼稚園、保育所の運営に取り組みながら、預かり・学童保育事業、放課後児童健全化育成事業などにより、児童の家庭にかわる居場所を確保するとともに、児童の健全な育成と子育て家庭への支援を行っております。なお、幼保一元化推進事業では、千種町域で地域の理解が得られず、幼保一元化施設開園に向けて当初予算を計上したにもかかわらず、減額補正を行う結果となっております。

社会教育関係では、平成24年から5カ年の社会教育施策の指針となる「社会教育振興計画」を策定しております。また、各地区の生涯学習の推進、各種文化・スポーツイベント等の実施、図書館の充実を図り、図書館の円滑な運営などを行っています。

学校給食センターでは、市内で4給食センターのうち、波賀学校給食センターの機能を一宮学校給食センターへ機能集積を行うにあたり、検証委員会を設置し、衛生管理、給食の温度、配送等について検証を行いました。この機能集積により、今後、毎年1,500万円程度の経費削減が見込まれます。

なお、全体を通じて、委員からの指摘では、奨学金、保育料、給食費など滞納金が増加傾向にあることに対し、払えないのか、払わないのか、さらに調査し厳しく対応を図られるよう求めます。

次に、消防本部については、火災報知機の設置率が県平均より低いため、消防団とも連携の上、状況を把握して、設置率を高める努力を求めました。

次に、各特別会計の審査について報告いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計については、歳入総額46億8,252万6,378円、歳出総額44億8,549万5,460円、歳入歳出差引額1億9,703万918円となっています。保険給付費が年々増加していますが、国保財政の健全化に向け、滞納者に対して実態調査を行い、収納率向上に努められたいという意見がありました。国民健康保険被保険者が安心して医療を受けられるように適切な保険給付を行っています。

次に、国民健康保険診療所特別会計については、歳入総額3億5,241万3,804円、歳出総額3億5,160万5,917円、歳入歳出差引額80万7,887円となっています。平成23年11月に、千種診療所に眼科を開設されました。地域医療の役割を果たすために、計画的な医療機器の更新をされるよう求めます。

次に、鷹巣診療所特別会計については、歳入総額1,128万7,644円、歳出総額1,121万8,186円、歳入歳出差引額6万9,458円となっています。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、歳入総額4億4,697万5,526円、歳出総額4億3,921万3,911円、歳入歳出差引額776万1,615円となっています。

次に、介護保険事業特別会計については、歳入総額38億1,637万8,739円、歳出総額38億1,556万3,806円、歳入歳出差引額、81万4,933円となっています。平成23年度において、第5期介護保険事業計画を策定されています。健全な介護保険制度を運営されるために、適正な介護保険事業サービスを図られるよう求めます。介護保険料の収入未済が多く見られます。収納率向上に努められるよう意見がありました。

次に、簡易水道事業特別会計については、簡易水道事業特別会計では、簡易水道の統合と法適化に向けた資産評価に着手したほか、災害復旧工事の実施や市内17カ所の簡易水道施設等の運転管理を業者委託により行っております。

歳入総額7億5,486万2,102円、歳出総額7億5,367万6,265円で、歳入歳出差引額は118万5,837円となっています。

歳入では、使用料が約2億9,200万円、一般会計からの繰入金が4億3,200万円となっております。使用料の収入未済額は、現年度分が168件の244万7,764円、過年度分が76件の647万1,753円であります。

歳出のうち、工事請負費700万円の繰り越しは、県が施工する災害関連事業が遅れたため着工ができなかったことによるものです。

次に、下水道事業特別会計については、下水道事業特別会計では、公共水域の水質保全を目的として、市内10カ所の処理施設等の維持管理を業者委託によって行っています。

歳入総額17億1,349万398円、歳出総額17億1,196万6,449円で、歳入歳出差引額は152万3,949円となっています。

歳入では、使用料が約3億3,700万円、一般会計からの繰入金が9億6,900万円となっています。使用料の収入未済額は、現年度分が352件の603万188円、過年度分が232件の935万5,547円となっています。分担金及び負担金の収入未済額は、現年度分が3件の39万2,000円、過年度分が77件の1,840万3,500円となっています。公共下水道の分担金については、供用開始になれば接続していなくても賦課されるため、徴収猶予申請が提出されていなくて滞納扱いになっているものが多いので、徴収猶予申請の手続を周知し整理することを求めます。

次に、農業集落排水事業特別会計については、農業集落排水事業特別会計では、市内22カ所の処理場施設等の維持管理を業者によって行っています。

歳入総額7億5,522万7,464円、歳出総額7億5,221万8,329円で、歳入歳出差引額は300万9,135円となっています。

歳入では、使用料が1億1,114万9,718円、一般会計からの繰入金4億1,450万円となっています。使用料の収入未済額は、現年度分が82件の158万6,263円、過年度分が56件の316万3,369円となっています。

歳出のうち、工事請負費170万円の繰り越しは、下河野処理施設の防火扉を早期に発注するためのものです。

次に、水道事業特別会計については、統合整備計画に基づく事業が完了し、普及率も99.5%となり、全国平均を上回っており、独立採算を基本とした経営のもと、老朽施設の更新事業や適正な維持管理に重点をおいて事業運営を行っています。

収益的収入及び支出においては、収入総額5億8,649万4,584円、支出総額5億5,469万146円で、実質収支額は3,180万4,438円、資本的収入及び支出においては、収入総額9,486万3,638円、支出総額4億194万3,360円で、資本的収支における不足額3億707万9,722円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額678万8,961円、減債積立金7,500万円、当年度分損益勘定留保資金2億2,529万761円で補填しております。

次に、病院事業特別会計については、収益的収入及び支出については、収入総額34億6,419万4,389円、支出総額37億2,105万9,124円で、実質収支額は、マイナス2億5,686万4,735円となっており、資本的収支及び支出においては、収入総額4億7,922万6,000円、支出総額6億4,619万5,420円で、収支不足額1億6,696万9,420円については、過年度損益勘定留保資金にて補填しています。

入院、外来ともに患者数が減ったため、赤字額が増えています。地域の基幹病院として、市民の安全・安心・信頼のため、常に最新の医療を提供できる体制は不可欠であり、医師、看護師の確保に向けた取り組みは評価できますが、さらなる努力を期待します。

次に、農業共済事業特別会計については、収益収入7,649万176円、収益的支出7,395万1,390円、純利益253万8,786円となっています。総共済掛金額は、10億640万2,745円（前年比96.8%）と前年並みとなっています。また、事故について、全事業の支払共済金は2,112万3,000円（前年度比77.2%）の支払いとなり、前年を下回っています。保険収支は253万9,000円の剰余となっています。

最後に、採決の状況について報告いたします。

まず、第29号議案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第30号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第31号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第32号議案、平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第33号議案、平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第34号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第35号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第36号議案、平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第37号議案、平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第38号議案、平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第39号議案、平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出の認定については、全会一致で認定であります。

最後に、第40号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出の認定については、全会一致で認定であります。

以上、報告をいたしました。各議員におかれましては、特別委員会の認定に御理解をいただきまして、認定に御賛同いただきますようお願いをいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（岡田初雄君） 御苦労さんでした。

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論、採決は分離して行います。

まず、第29号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。日本共産党議員団を代表して、第29号議案、2011年度宍粟市一般会計に対する反対討論を行います。

まず、2011年度ですが、評価できる事業もございます。その主なものは、乳幼児医療費の一部負担金を無料化し、所得制限を撤廃したこと。また、小学生の通院、入院の無料化と所得制限の撤廃、中学生の入院無料化、所得制限の撤廃。また、外出支援サービスが利用者のニーズとマッチし、利用しやすくなったこと。また、教育施設では、戸原小学校、河東小学校、また繰越明許費ではありますが、一宮南中学校のそれぞれの学校施設が多額の経費を使って更新されたことなどは、十分評価できることでもあります。

しかし、一方では、宍粟市全域に光ケーブルが敷設されました。この事業は、地域情報通信基盤整備事業で2008年度から工事が始まり、2010年度には全ての工事が終わりました。そして、「しーたん通信」は2010年11月に、姫路ケーブルテレビの放送は2010年4月に、「しーたん放送」は2010年4月にそれぞれ全地域で利用可能となりました。しかし、「しーたん通信」は、山崎地区ではまだ7割から8割の接続率の地域があります。姫路ケーブルテレビの加入率は、山崎では28.9%、一宮で

59.3%です。インターネットでは、山崎では8.5%しかありません。波賀と千種の姫路ケーブルテレビの加入率がそれぞれ87.1%、98%と比較すると、あまりにも低い数字であります。総事業費が25億6,000万円もかかった事業であり、このような利用状況のまま推移するとすれば、その投資効果の責任が問われなければなりません。

この事業については、私たち日本共産党議員団は、このような結果になることを心配して、特に山崎の中心部はアンテナを立てれば地上デジタル放送が見られること。また、インターネットについても、既にNTTが光ケーブルのサービスを利用していることを指摘し、山崎中心部はどんな災害でも線の切れることのないコミュニティFM放送を導入すべきとの対案を出しましたが、強行された結果がこのような利用状況であります。この責任は誰が負うのでしょうか。

また、山崎西中学校のグラウンド用地の借地料も菅山振興会に引き続き支払われています。歴史的には、いろいろな経過があったとしても、もともとは公有地であり、宍粟市となった今、市長は菅山振興会に用地の寄附を求めて粘り強く交渉すべきであると思います。

3点目には、住宅建設等貸付金が合併前から事実上放置状態にあり、合併してからも再三その対応を強く求めてまいりました。最近になって、やっとその実態把握が行われつつあります。その中には、既に借主や連帯保証人も亡くなっているケースもあります。その解決には、まだまだ多くの時間を要しそうです。なぜ、これだけ長く放置されてきたのか。その原因を追及するとともに、この問題の早期解決を目指して、特別な対応を求めるものであります。

4点目には、地域生活排水施設使用料の統一が行われ、家族3人の場合で1カ月当たり山崎町では300円、一宮町では965円、波賀町では1,070円、千種町では1,300円もの引き上げになりました。千種町では1.5倍もの引き上げであります。統一という名のもとに、このように一番高いほうにあわせるようなやり方は許せません。これは、後で述べますが、波賀・千種の住民は水道料金も大幅に引き上げられ、生活を圧迫しています。

5点目には、庄能上牧谷バイパスが国道29号から市道までが完成しましたが、あの道路になぜ両側3.5メートルの歩道が必要であったのか、その現況を見て本当に理解に苦しみます。今後の計画は、用地交渉も進んでいるようですが、見直すべきではないでしょうか。

6点目には、千種での認定こども園を強引に進めようとしたことに端を発した幼

保一元化問題ですが、教育委員会は、公立幼稚園を廃止し、民間の社会福祉法人に認定こども園をつくり、運営してもらおうという方針を変えておりません。また、公立幼稚園や公立保育所しかない地域も民営化という方針です。例えば、山崎・一宮で行われている幼稚園の預かり保育は、事実上幼保一元化施設であり、このように幼保一元化施設は、認定こども園ありきじゃなく、地域の実情にあった地域の保護者、住民が望む施設のあり方こそを考えるべきであります。

7点目には、波賀町で有権者の過半数の方が学校給食センター廃止の反対を署名されました。しかし、この後、恐らく廃止が決定されます。広い宍粟市で学校給食センターは、旧町ごとにあってこそ季節に応じた地元食材を使った給食が提供されるのであります。経費削減や食数のみで学校給食センターを廃止すべきではありません。学校給食というのは、教育の一貫であり、温度管理や衛生管理も大切なことではあります。どこでつくられているかということも教育にとっては大切な要素の一つだということを強く申し添えておきます。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） 平成23年度の一般会計決算の認定につきまして、慎重に検討いたしました結果、歳入歳出ともに適正に処理されておりまして、賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第29号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第29号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第29号議案は、認定することに決しました。

続いて、第30号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第30号議案、2011年度宍粟市国民健康保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

国民健康保険税は、加入者の生活を大きく圧迫しています。毎年、滞納額が増えているのは、高過ぎて払いたくても払えない、これが実態です。にもかかわらず、資格証明証が18世帯、短期保険証が432世帯に交付されています。このことは、市民の命にかかわることであり、直ちに正規の保険証を交付すべきです。

国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費は高くつきます。本来は、国が減らす前の補助率まで戻すことが第一であります。市長は高い国民健康保険税を放置するのではなく、一般会計からの繰り入れをして負担感のない国民健康保険税額にすべきであります。

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 賛成の立場から発言いたします。

歳入歳出の差引残高が1億9,703万918円となり、黒字の決算となりました。しかし、滞納は年々増加し、平成23年度末で3億6,173万2,371円となっています。国保加入者の年間所得は200万円以下が約70%と言われていることから、生活が苦しくて掛金が払えない方もあると思われそうですが、減免制度などにより救済すべきはして、滞納者をなくする努力を求めて本案に賛成いたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第30号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第30号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第30号議案は、認定することに決しました。

続いて、第31号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告がございませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第31号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第31号議案は、認定することに決しました。

続いて、第32号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告がございませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、第32号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第32号議案は、認定することに決しました。

続いて、第33号議案について討論を行います。

通告がございますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番(山下由美君) 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第33号議案、2011年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であり、少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるべきであります。

以上で、討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） それでは、第33号議案、平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算について、委員長の報告のとおり賛成の立場で討論をいたします。

本案の制度は、日本国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と前期高齢者で障がいのある方を対象とする医療保険制度であり、国民皆保険制度を守り、安心して医療を受けられるよう若い世代も含め支え合うことができる仕組みとして、当制度は平成20年度より開始されました。

年金支給額が減少する中、負担の増加となっております。また、本事業の廃止も国において論じられていますが、本市においても高齢化が進む中、この医療制度及び本特別会計の果たす役割は大きくなっており、高齢者医療を支える柱であります。これまでと変わることなく、制度の周知や理解とともにきめ細やかな対応が必要であることを申し上げ、平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算について、各議員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第33号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第33号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第33号議案は、認定することに決しました。

続いて、第34号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第34号議案、2011年度宍粟市介護保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

介護保険は、保険料の負担と1割の利用料の負担が大きく、必要なサービスが受けられない欠陥のある制度です。そのことを一番よくあらわしているのが介護施設への入居待機者が多数見られることです。

介護・福祉は必要に応じて、必要なサービスが受けられるのが原則であり、現状の介護保険は保険あって介護なしの状況です。

以上で、討論を終わります。

議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 第34号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

宍粟市においては、4人に1人が65歳以上となる超高齢化社会を迎え、今や介護保険制度は制度の定着とともに、認定者及びサービス利用者も増加し、市民の生活にとって欠かせない制度となっています。将来を見据えた健全な介護保険制度を運営していくために、適正な介護認定の確保と介護サービスの質の確保と向上、さらに介護給付費の適正化に努力されております。また、介護予防事業の推進にも努力されております。

以上の理由で、第34号議案の認定について、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第34号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第34号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第34号議案は、認定することに決しました。

続いて、第35号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 日本共産党議員団を代表して、第35号議案、2011年度宍粟

市簡易水道事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

簡易水道については、当年度北部3町が統一され、一般家庭で20トンを使用した場合、一宮町が165円、波賀町では1,430円、千種町では1,215円の引き上げとなりました。

波賀と千種は、それぞれ1.4倍から1.5倍もの引き上げ幅であります。先ほども触れたように、これに下水道料金も同様の大幅な引き上げとなっております。暮らしやすい宍粟市とするためには、生活に欠かせない水道料金が生活を圧迫するなどということはあってはならないと思います。

以上で、討論を終わります。

議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 17番、大上でございます。私は、ただいま議題となっております第35号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

簡易水道事業特別会計では、先ほど委員長より詳細な説明がありましたとおり、簡易水道事業の統合と法適化に向けた資産評価に着手したほか、災害復旧事業や市内17カ所の簡易水道施設整備等の適正な管理に職員が一丸となって務め、安全で良質な水道水の安定供給を行い、市民の皆様には大きな安心を与える一方で、歳入決算では7億5,486万2,000円、歳出決算では7億5,367万6,000円となり、差し引き118万6,000円の黒字の決算となっております。

依然として、一般会計からの繰入金に依存はしていますが、使用料等の収納率向上による財源確保と、事業運営管理経費節減による健全運営、さらに、水道の接続率向上に向け努力するとされており、本決算に賛成するものであります。

議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第35号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第35号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第35号議案は、認定することに決しました。

続いて、第36号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。日本共産党議員団を代表して、議案第36号、2011年度宍粟市下水道事業特別会計に対する反対討論を行います。

理由については、一般会計の生活排水施設の使用料の値上げのところで述べたとおりであります。これについても大幅な市民負担が押しつけられることになりましたので、反対するものであります。

議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

16番、小林健志議員。

- 16番（小林健志君） 第36号議案、平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成討論を行います。

決算委員長の報告のとおり、公共水域の水質保全を目的としている維持管理は業者委託で行っております。収入未済額過年度分935万5,547円、現年度分630万188円となっている。分担金については、過年度分1,840万3,500円、現年度分39万2,000円となっております。公共下水道の分担金につきましては、接続していなくても滞納扱いになっているものがあります。

適正であると判断し、賛成討論といたします。

- 議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第36号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第36号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

- 議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第36号議案は、認定することに決しました。

続いて、第37号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。日本共産党議員団を代表して、第37号議案、

2011年度宍粟市農業集落排水事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

この理由については、それぞれ述べたとおりであります。下水道会計と同様に1月から使用料の値上げが強行され、市民負担が大変大きくなっております。

以上で、反対理由を述べます。

以上です。

議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 第37号議案、平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出について、賛成討論を行います。

第37号議案につきましても、委員長報告のとおり市内22カ所の処理場施設等の維持管理につきましても、業者委託によって行っております。使用料の収入未済額過年度分316万3,369円、現年度分158万6,263円。

適正であると判断し、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第37号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第37号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第37号議案は、認定することに決しました。

続いて、第38号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。日本共産党議員団を代表して、第38号議案、2011年度宍粟市水道事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

その反対理由を述べる前に、料金値上げのなかったこの山崎水道を利用しておられる山崎住民の方に対しても、福祉世帯水道料金等の助成事業が提供されたことについては評価できることであります。

しかし、当年度の水道は、一日当たりの最大配水能力が1万2,000トンあるに対して、一日の最大配水量は8,286トンで、その施設の最大利用率は69.05%と7割も

超えていないのが現状であります。

また、水道料金の給水原価は1トン当たり247円26銭ですが、その給水原価に占める減価償却費が114円75銭で46.4%、支払利息が56円39銭で22.8%で、施設に係る費用だけで給水原価の69.2%を占めています。施設建設費が高いのがその大きな要因であります。

これまでも繰り返し述べておりますように、山崎上水道は当初の将来人口の推計、それに伴う水事業の見込みを間違ったことが大きな原因であります。そのために、山崎町全域を上水道区域としたため施設建設費が高くなり、その結果高い水道料金になっています。

このことは、旧山崎町時代のこととはいえ、宍粟市になった今、過去の行政の失敗を宍粟市民に押しつけてもよいのでしょうか。

水道は、企業会計ですから、現金支出のない減価償却費があります。市は上水道会計を損益計算書では赤字にしてでも水道料金を引き下げるべきであります。

このように、上下水道料金の高いまちは、とても夢のまちとは言えません。このような対応を続けている限り、宍粟市の人口はますます減っていくことになるということ指摘して、討論を終わります。

議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 17番、大上でございます。私は、ただいま議題となっております第38号議案、平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

水道事業特別会計では、この会計も先ほど委員長より報告がありましたとおり、統合整備計画に基づく事業が完了し、普及率も99.5%と高い率を示しており、独立採算を基本とした経営のもと、老朽化した施設の更新事業や適正な維持管理に重点を置いた事業運営が図られています。

決算の概要としましては、事務の効率化、施設の運転管理委託などを継続して実施した結果、収益的収支において当年度の純利益が約2,646万円となっており、経営上は健全な運営がなされております。

また、資本的収支につきましても、上寺浄水場の第1期工事のほか、高所と中地区において老朽管及び老朽水管橋の更新工事等を実施し、支出決算額は企業債償還金を含めて収支として約3億7,007万円不足していますが、減災積立金や当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

今後の運営については、安全で良質な水道水の安定供給と企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開するとともに、滞納整理や未収金の回収に向けた取り組みを強化したいとされております。

本決算に賛成するものであります。議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第38号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第38号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第38号議案は、認定することに決しました。

続いて、第39号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告がございませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、第39号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第39号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第39号議案は、認定することに決しました。

続いて、第40号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、第40号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第40号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第40号議案は、認定することに決しました。

○議長（岡田初雄君） 途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第42号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第42号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る9月13日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年9月13日に審査付託のありました第42号議案、宍粟市学校給食センター条例の一部を改正する条例について、平成24年9月13日に第8回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第42号議案は、波賀学校給食センターとしての機能を廃止し、一宮学校給食センターに機能集積することに伴う条例の一部を改正するものであります。

この間、学校給食センターの機能集積につきましては、平成23年10月31日付で学校給食機能集積に関する嘆願書が提出されて以来、当委員会でもろもろの協議検討を重ねてきたところであります。平成23年12月定例会には、機能集積にかかわる実

施検証関係補正予算が上程され、賛成多数で可決されました。また、平成24年1月13日には、市長から波賀学校給食センター機能集積に関する想いとして、いま一度立ちどまって関係者の意見を聞きながら、全体的な考え方を再検討する必要があるとの想いが示されました。これを受けて、当議会では今後、上程に当たっては市長、教育委員会が連携した中で、十分な議論と調整を行った上で提案されることを市長及び教育長に申し入れ、教育環境整備の早期充実と健やかな宍粟市の子どもたちを育む学校給食センターとなるように切に望むことを申し添えて、嘆願書に対する回答をしたところでもあります。

以降、教育委員会では、平成24年2月28日に、給食機能集積検討委員会を設置し、6月26日までに5回の委員会で検証を行い、7月24日に報告書の提出を受けたところでもあります。この報告を受けて、教育委員会を4回開催し、審議を重ねられた結果、8月27日の第7回宍粟市教育委員会において、機能集積をしても安全・安心の給食が提供できることを確認し、機能集積を了とするものとし、市長が改正条例案を議会に上程されることについて委員会満場一致で同意され、今回の議案上程に至ったところでもあります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がございますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第42号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この条例の改正は、宍粟市立波賀学校給食センターを廃止し、宍粟市立一宮学校給食センターで波賀の小中学生の給食をつくるので、名称を宍粟市立一宮波賀学校

給食センターとするものであります。

事業効果としては、必要経費年間約600万円、所長人件費年間約900万円の合計年間約1,500万円の削減が見込まれており、今年、平成24年の10月1日からの実施となっています。

波賀学校給食センターの廃止に関しては、昨年、平成23年の10月31日に、市長、議会に対して、波賀町の有権者の過半数以上の給食センター廃止反対の署名が出されています。その嘆願書には、地域の子どもたちへ安全で安心な給食を地域でつくっていただきたいという若いお父さん、お母さん、そして地域の人々の願いが込められております。この願いに基づき、平成24年2月28日から教育委員会からの委嘱を受けた宍粟市給食センター機能集積課題検証委員会において、12名の市民により議論・検証が計5回重ねられてきました。

検証委員会の報告書によると、給食の質や衛生管理基準については、問題なしとされてはいますが、検証終了後に給食の質の低下や職員の負担増が懸念されると指摘されております。そして、最後には、引き続き波賀給食センターの存続・廃止を含めたさまざまな地域課題を市民、行政が議論できる場を設定していただくことを要望するとあり、検証委員会として廃止を認めたものでないことを確認しております。

このような検証結果が出たのにもかかわらず、教育長は安全で安心な給食が提供できることが確認されたとして、8月27日に開かれた教育委員会で、全員賛成で給食センターの廃止を決定したと答弁されました。総務文教常任委員会の中での私の質問に対する答弁によりますと、教育委員の皆さんが、一宮給食センターを実際に視察されたのは、廃止を決定される6日前の8月21日が初めてであり、また、波賀給食センターは、実際に視察されたことはないという回答でありました。このようなことで、教育委員会としての責任を果たされたことになるのでしょうか。

また、波賀町の有権者の過半数以上が廃止反対の願いを込めた署名を行政に生かさないということは、住民自治基本条例の基本原則「市民が重要な決定に主体的にかかわることにより、まちづくりに市民の意思を反映すること。市民が相互に協力してまちづくりに取り組み、市議会及び市の執行機関がそれぞれの権限を行使し、市民の意思を実現する責任を負うこと。」に反します。

以上を、強く指摘いたしまして、反対討論といたします。

議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 第42号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部を改正する条例についての賛成の立場から討論を行います。

ただいま委員長から報告がありましたとおり、波賀学校給食センターの機能集積問題は、平成19年から具体的な検討に入り、平成21年度からは地元に対しての説明会を行い、さらに平成24年2月には、市民からなる機能集積検証委員会を設置する中で、安心して安全な給食が提供できるかについてさまざまな検証を行い、本年7月24日検証委員会からの最終報告を受けまして、市教育委員会が精査し、その意向を受けて最終的に市長が了とし、上程に至ったものであります。宍粟市の将来を、また教育環境を高所大所の立場から判断し実施しようとするものであります。

したがって、第42号議案の学校給食センター条例の一部を改正する議案に対して賛成の討論とさせていただきます。議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第42号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第42号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第42号議案は、可決することに決しました。

日程第3 第43号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第43号議案、宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る9月13日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年9月13日に審査付託のありました第43号議案、宍粟市統合型GIS整備業務委託契約の締結について、9月13日に第8回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第43号議案につきましては、業務の概要としては、合併前に旧町で整備された地図情報を合併以降も個別に維持管理しておりますが、業務水準の平準化と維持経費の削減の観点から、今回これら地図情報の統合を図るとともに、地図情報整備地域のペーパーマップの電子化と新規地図情報の作成を行うものであります。この業務の実施にあたり、アジア航測株式会社神戸支店支店長中井茂人と契約金額1億8,390万7,500円の委託契約に締結をしようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。発言通告はしておりませんでした。今お聞きした内容の中で、少しわからなかったことがあったのでお聞きしたいんですけども、この統合が進んだ場合の運用開始時期でありますとか、あと統合した地図情報に対して具体的に、例えば水道管がどこに入っているとか、あと下水道管がどこに入っているとか、そういうふうな情報も入れてつぶさに実態把握ができるような運用となるのかどうか、その点わかりましたらお答えください。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 旧町時代に整備されている部分的なところがありますが、一つはメーカーが変わっております。それから、あるいは地図、水道管その他含めてハザードマップその他、地図を出すということがメインであります。山崎町時代には、国際興業だったと思いますが、業者としては入っております。いずれにしてもそういった地図を速やかに電子化して出すというのが目的であります。

○議長（岡田初雄君） 運用時期は。議論はされておりましたか。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 運用時期、平成26年。

○議長（岡田初雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第43号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第43号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は、可決することに決しました。

日程第4 第44号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第44号議案、山崎小学校校舎改築工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る9月13日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成24年9月13日に審査付託のありました第44号議案、山崎小学校校舎改築工事請負契約の締結について、9月13日に第8回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第44号議案につきましては、山崎小学校校舎の全面的な改築であり、南校舎は昭和35年、北校舎は昭和48年の建設で、経年による老朽化と耐震上の問題点から早急な改善が必要な状態となっているため、今般、児童の安全と良好な教育環境の整備を図るための事業であります。この工事の実施にあたり、ハマダ・宮藤特定建設工事共同企業体、代表、株式会社ハマダ、代表取締役帽田泰輔。構成員、宮藤建設株式会社、代表取締役宮藤淳

と契約金額10億2,270万円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。1点だけお聞きしたいんですけども、共同企業体というふうに請け負うときに、もし問題があったときに、それぞれ責任割合というのを当初決めておくと思うんですけども、今回については、株式会社ハマダと宮藤建設株式会社については、それぞれどういう責任割合になっておるのか、その点は議論されましたか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 事業を行うについての業務内容等の割り振り等の意見は出ましたけど、責任についての意見は何ら出ておりません。

以上。

○議長（岡田初雄君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第44号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第44号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、可決することに決しました。

日程第5 発議第1号～発議第3号

○議長(岡田初雄君) 日程第5、発議第1号、宍粟市議会議員政治倫理条例の制定についてから、発議第3号、宍粟市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

この際、提案者の議会改革推進特別委員長より提案理由の説明を求めます。

議会改革推進特別委員長、19番、岡崎久和議員。

○議会改革推進特別委員長(岡崎久和君) それでは、議会改革3議案、提案理由の説明を行います。

発議第1号から発議第3号までの3議案につきまして、議会改革推進特別委員会を代表いたしまして、提案理由の説明をいたします。

宍粟市議会では、宍粟市自治基本条例における議会の権限と役割に基づき、平成23年4月に宍粟市議会基本条例を制定し、二元代表制の一翼を担う地方公共団体の意思決定機関として議会の役割を明らかにし、多様な市民の意見や要望を市政に反映させていくため、市民に身近な議会及び議員の活動に必要な議会運営の基本的な事項を定めるとともに、その自立に対応できる議会改革を進めてきました。

平成23年9月に議会改革推進特別委員会を設置し、その中に政策分科会と交流分科会の二つの分科会を置き、分科会における企画、立案等のもとに協議を重ねてまいりました。

政策分科会の具体的な取り組みとしましては、政策提案及び政策提言の研究・検討、議会運営の充実または効率化等の検討、議員研修の企画及び運営などについて協議しています。

交流分科会の具体的な取り組みとしては、情報発信及び情報提供方法の検討、議会報告会の企画及び運営等の検討、市民参加及び市民連携の検討、他市議会との交流、連携方法の検討などについて協議いたしております。

その中でも、議会改革の枢軸となる、宍粟市議会議員定数条例の一部を改正する条例、宍粟市議会議員政治倫理条例、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の3条例について、各分科会において調査・研究及び

検討を重ねるとともに、特別委員会におけるたび重なる協議及び議論を経て、本9月定例会に議会改革推進特別委員会として発議するものであります。

まず、発議第1号、議会議員政治倫理条例の制定については、議員一人一人が市民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため、より一層の政治倫理の確立に努め、市民の疑惑を招くことのないよう、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼され、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、制定しようとするものであります。

この条例の主な内容は、議員が遵守すべき政治倫理基準の具体的項目を規定し、市民の代表として、その品格、名誉を損なう行為や市民に不信を抱かれるような行為の禁止並びにその地位を利用した金品の授受及び特定の事業者等への有利な取り計らいなどを禁じています。

さらに、工事請負契約等については、地方自治法第92条の2による議員本人の兼業禁止規定に加えて、議員の配偶者及び1親等の親族が経営する事業者についても疑惑を持たれないように、市との工事請負契約等に関し辞退することを規定しています。

また、兼業報告書等の届け出義務や政治倫理基準に違反する疑いのあるときの市民等からの審査請求の規定並びに調査・審議を行うための政治倫理審査会の規定及び審査結果等の公表、収賄罪等宣告後における釈明などについて定めようとするものであります。

次に、発議第2号、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定につきまして、提案理由としましては、立候補しようとする人の負担を減らし、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を持てるようにするのが、選挙運動費用の公費負担制度であります。

この制度は、兵庫県下において、29市中27市が条例を制定し実施されています。また、現在未実施の淡路市においても、今年度中の条例制定を予定されています。

公職選挙法上の公費負担については、選挙運動用自動車の借り上げ等の経費、選挙運動用ポスターの作成経費及び選挙運動用ビラの作成経費について、各費目について上限単価を定めており、その上限単価以下の範囲内において、条例で定めるところにより、選挙費用を無料とすることができることとされています。

その財源については、地方公共団体としての必要経費として、地方交付税の基準財政需要額にも理論的に導入されています。

地方分権により、自治体としての自己決定・自己責任が求められる中であって、

議会の権限が強化され、議事機関である議会は合議制の特性を最大限に生かし、これまで以上に多様な市民の意見や要望を市政に反映させていかなければなりません。

宍粟市の将来像である「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」を実現するためにも、宍粟市の将来を担う若者をはじめ、女性などより多くの人々に立候補していただけるように、立候補者の負担軽減による機会均等を図ろうとするものであります。

なお、公費負担の単価につきましては、公職選挙法で定める単価を上限として、その範囲内において市の裁量で上限単価を決定できることから、市の財政状況等も勘案し、独自の単価を定めようとするものであります。

次に、発議第3号、宍粟市議会議員定数条例の一部を改正する条例の提案理由について説明いたします。

本条例は、現在20人の議員定数を18人に改正しようとするものであります。

本市議会の定数は、平成17年に宍粟市が誕生し発足した時点では、合併協議会の決定により合併特例の適用を使わずに26人の定数で出発しました。合併前の4町議員定数は56人でありました。その後、他の自治体の議員数の見直しの状況や宍粟市の行政改革等の状況から、平成21年5月の選挙からは20人となり、現在に至っております。

そして、今回の条例改正により、次回の選挙から18人としようとするものです。

本市議会では、全国的に議員定数の見直しが行われる中、本市の財政状況や将来の人口減予測、市民感情等を勘案し、適正な議員定数の検討が必要であると判断し、前述のとおり昨年9月から議会改革推進特別委員会を設置し、その中の8人が交流分科会委員となり、議員定数について県内市議会の行政視察などを含め、調査研究を行ってまいりました。

また、昨年の10月と本年5月には、それぞれ市内8中学校区において議会報告会を開催し、本市の議員定数の状況や議会活動を説明し、多くの御意見をいただきました。

これらの調査研究と御意見等を踏まえ、分科会において議論を重ねたうえで、特別委員会においても、定数削減の考え方や方向性を確認しました。それを持って、本年8月には連合自治会の正副会長様並びに各種団体の代表者の皆様に御出席をいただき、議員定数に関する意見聴取会を開催し、貴重な御意見や御提言をいただきました。

県内には、人口10万人以下の市が宍粟市を含めて19市ありますが、財政状況や市

町合併などを反映して議員定数を見直す市が増加しており、10市が議員定数を18人以下と減員している状況にあります。

本市議会でも、行財政改革の視点、市の財政状況や将来予測・展望などの視点、そして、議会機能の維持の視点などから検討し、議論を重ねてきました。

合併後8年目を迎え、新しい課題や懸案事項についても多く抱えている状況ではありますが、議員の自己の能力を高め、不断の研さんや、議会報告会・意見交換会などにより、民意吸収機能の充実に資することにより、また、今日のような情報化時代においては、少数議員でも議会機能を維持・充実に資することは可能であるから、議員を削減することが望ましいとの意見が多数ありました。

一方、議員は住民福祉の向上を第一に、多様な民意を行政に反映することが責務であって、合併後や将来の課題が多々あり、人口を増やすことをやっけていかなければならない。また、女性が進出しやすい環境も必要なため、現状維持が望ましいとの意見もありました。

しかしながら、行政面積が658平方キロと県下第2位の広大な面積を有する本市においては、それぞれの地域により状況や課題が異なっていること、公共施設やライフライン、教育分野、産業分野などの監視機能についても広範囲にわたって求められること、また、合併後、「宍粟市は一つ」を目標に事務事業等が調整されてきましたが、いまだ多くの課題を抱えていることなど、本市における市政の現状と課題及び将来の予測と展望、また、行財政改革の動向、議会機能のあり方並びに議員活動への評価、そして市民の皆様の意見、各会派の考え方等を総合的に勘案のうえ、議論を重ねた結果、議会改革推進特別委員会として、議員定数を18とすることを提案するものであります。

今回、提案しました議員定数については、地方分権により、議会の権限が強化され、その役割がさらに重要になってくることから、来期の議員がしっかりと議会活動ができる定数と、議会運営できる常任委員会数を考えての提案であります。

本市の財政状況の中で、議会や議員の役割を十分に果たしていただけるよう、責任を持って引き継いでいくこととあわせて、私たち議員一人一人が、自己研さんに励み、さらなる改革に挑む覚悟を市民に示すものであります。

以上、発議3議案について、提案理由の説明を申し上げましたが、今回の提案は、私たち議員自らが、議会基本条例に基づく議会改革の取り組みとして、十分に議論を尽くし協議した結果であります。

議員各位におかれましては、市民の負託に応え得るよう、宍粟市議会全員の御賛

同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 議会改革推進特別委員長の説明は終わりました。

本3議案は、議事の順序を変更して、直ちに討論を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

それでは、討論を行います。

討論、採決は分割して行います。

まず、発議第1号について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第1号を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について討論を行います。

通告がありますので、通告に基づき発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。発議第2号、宍粟市会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての反対討論を行います。

提案理由でもありましたが、公職選挙法では、市段階では選挙用自動車とポスター、それと、市長候補には選挙用ビラの公費負担が認められるようになり、それを条例で定めれば公費を支出することができます。しかも、兵庫県内ではこの公費負担が未実施なのは2市だけになっております。

当初は、本条例は市長提案で検討され、提案されるとの道筋が示され、議会改革特別委員会では詳細な検討を行っておりませんでした。日本共産党議員団としても、今後選挙に立候補しやすい条件を整えるとの立場から異論を挟むつもりはありませんでした。また、その内容も、今ありましたように、政令で定められた上限よりかなり負担を抑えた内容となっています。しかし、市長側で提案を見送ることになり、その原案をそのまま議会発議による提案とされました。

このような議案は、議会発議として行うべきものではなく、あくまで選挙管理委員会の事務局を持つ市長提案とすべきものであります。

以上の理由により反対いたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 11番、實友です。発議第2号議案、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

当条例は、先ほど特別委員長より説明がありましたとおり、公職選挙法に基づき、候補者の立候補の機会の創出と適切な選挙費用の使用を促すことにより、公明かつ適正な選挙執行を行うとするものであり、また、兵庫県下29市の中で27市が公費負担にかかる条例を制定されており、残るは宍粟市と淡路市のみであります。その淡路市も本年度中に条例化されようとしています。財源といたしましても、地方交付税の基準財政需要額に理論算入されており、妥当な条例制定であると思ひ賛成いたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

発議第2号を起立により採決いたします。

お諮りします。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

発議第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

続いて、発議第3号について討論を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、議案につきまして、日本共産党議員団を代表して、討論を行います。

本議案は、議員定数を現行の20名から議会選挙では18名とする内容であります。現行定数の20名を続行する立場から討論を行います。

まず、最初に、本議会において議員の皆さんの熱心な検討については敬意を表します。また、全国的にも兵庫県下でも削減の方向が強まっていることは十分承知をいたしております。しかし、面積が広い我が市であり、定員20名で宍粟地区での選挙は前回だけであり、もっと状況を見るべきであります。

また、議員は住民福祉の向上を第一に、多様な民意を反映することが責務です。合併後、将来の課題が宍粟市でも多々あり、人口を増やすことが最大の課題となっております。そのためにも若者や女性が進出しやすい環境も必要でございます。

そうした点から、現行維持の定数を存続する立場から討論に参加いたします。

以上であります。

議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、大上正司議員。

○17番（大上 正司君） 17番、大上でございます。私は、ただいま議会改革推進特別委員会の委員長の議員発議により提案されました発議第3号、宍粟市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この条例は、ただいま議会改革推進特別委員長より詳細な提案説明がありましたとおり、昨年3月、定例議会におきまして可決し制定されました議会基本条例に示された各種取り組みを確実に推進し、議会改革をさらに進めることを目的に、議会改革推進特別委員会を設置し、議員定数については、交流分科会を中心に合わせて25回以上に及ぶ委員会を開催し、議論を重ね、結論づけられた結果、全会一致とはなりませんでしたが、賛成多数により提案されたものであります。

私は、宍粟市の厳しい財政状況や将来人口、さらに宍粟市を除く兵庫県下の人口10万人以下18市の議員1人当たりの平均人口が2,835人、また、4万人から5万人以下8市の議員1人当たりの平均人口が2,598人となっており、この数字で宍粟市の人口4万4,955人を割りますと、10万人以下の場合は議員数が14.28人、4万人から5万人の場合は15.58人となることなどを根拠に、私は4名減の16名に改正すべきと考えておりました。

さらに、宍粟市の広大な面積を考慮すべきだとの声も聞きますが、地方情報化が進む中、今期の定例議会から本会議の状況などがインターネットやしそチャンネル

ネルで生放送され、瞬時に情報が伝達される時代となり、この広大な面積というのはあまり考慮しなくてもよいのではないかと考えておりました。

しかしながら、議員活動として市民の皆様にご意見を聴取してまいりますと、財政状況が厳しく、将来人口も減少傾向にあるなら、議員定数の削減見直しが必要であると思うが、2名減とか4名減とかなど減とする人数については何名がよいのか我々では判断できないとの意見が多数でございました。

このような状況から、私は4名減の16名を主張していましたが、本議案は議会報告会や自治会長並びに各種団体長の出席された意見聴取会などの意見を参考とし、さらに、議会改革推進特別委員会や交流分科会を合わせて25回以上開催し、議論を重ね、慎重審議し、結論づけ、提案されたものであり、委員会の結論づけを尊重すべきであると判断するとともに、議員自らが議会改革を進めようとする一定の目的は果たせたのではないかと判断し、提案どおり議員定数を2名減の18名とするこの条例の一部改正に賛同するものであります。

議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 続いて、4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 私は賛成の意見を述べたいと思っております。

ただいま山根議員から面積のこと、それから、住民福祉のこと等の根拠から現行がよいという意見がありました。

また、大上議員からは賛成の意見で、順次ただいまのとおりのお説明がありました。ほぼ、重複する面もあるかと思いますが、私は下記の点を考えて賛成をいたします。

議会の大切な機能として三つあると思います。

一つは、市民の要望を当局に伝える。それから、二つ目は、当局から出される各種の案件を審査処理すると、これが二つ目であります。それから、三つ目が、自治体の将来を意思決定する。これが議会の三つの主な重要な役割でございます。

もちろん、市民の方の要望をくみ上げるということでは、現行の人数がいいという意見も一理ございますが、私は、宍粟市の現状では、この宍粟市の財政は豊かではありません。何としても議会にかかるころの歳出も抑制せねばならないと、こういうふうに考えております。審査とか、あるいは将来の意思決定等は、個々の議員に多少の負荷はかかりますが、現行より少ない人数でも私はやれると思います。また、やらねばならない。何としても工夫してやらねばならないと、こういうふう

に思うところであります。

したがいまして、現行の20名が正しいとは思いません。減らすべきであります。

私は16名の意見を持っておりました。そのことを主張したところではありますが、全体の中では少数意見でありました。現行の体制は18名が多数であります。

市民の声は減らすべし、現時点は18名が多数ということで、結果といたしまして、本議案に賛成するところであります。

以上。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

会の途中であります。12時になりましたが、このまま会議を続けさせていただきます。御了解をお願い申し上げます。

発議第3号を起立により採決をいたします。

お諮りします。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

発議第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時02分休憩

午後 0時04分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議会改革推進特別委員長より宍粟市議会政治倫理審査会の設置についての議案が提出されました。

お諮りします。

これを発議第5号とし、日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第5号を追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第5号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第1、発議第5号、宍粟市議会政治倫理審査会の設

置についてを議題といたします。

この際、提案者の議会改革推進特別委員長より提案理由の説明を求めます。

議会改革推進特別委員長、19番、岡崎久和議員。

○議会改革推進特別委員長（岡崎久和君） それでは、宍粟市議会政治倫理審査会の設置について。

上記の議案は、地方自治法第110条第5項及び宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由としまして、宍粟市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、政治倫理に関する事項の調査・審議・その他の処理を行うために、宍粟市議会政治倫理審査会の設置を定めるものであります。

宍粟市議会政治倫理審査会設置要綱

1. 目的、宍粟市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、政治倫理に関する事項の調査・審議・その他処理を行うため、宍粟市議会政治倫理審査会を設置する。
 2. 名称、宍粟市議会政治倫理審査会。
 3. 委員会の性格、地方自治法第110条第1項及び宍粟市委員会条例第6条の規定に基づく特別委員会とする。
 4. 委員の定数は8名以内。
 5. 付議事項、議会議員政治倫理にかかわる事件について。
 - (1) 条例第8条に定める市民または議員の調査請求について必要な調査を行い、意見書を規定に提出すること。
 - (2) その他条例による政治倫理の確立を図るため、議長から諮問を受けた事項について調査し、答申し、勧告し、または建議すること。
 6. 委員会の設置期間、調査の必要がなくなるまで。
 7. 委員の任期、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、委員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで在任するものとする。
 8. 閉会中の事務調査、議会の閉会中も継続し、調査できるものとする。
- 以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 議会改革推進特別委員長の説明は終わりました。

本議案は、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第5号を採決いたします。

本議案は、原案とおりに可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました宍粟市議会政治倫理審査会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

議会政治倫理審査委員に、5番、東 豊俊議員、6番、福嶋 斉議員、8番、岩落昭美議員、11番、實友 勉議員、12番、高山政信議員、13番、山下由美議員、17番、大上正司議員、19番、岡崎久和議員。以上8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました8名を議会政治倫理審査会委員に選任することに決しました。

なお、お諮りします。

この委員会は、閉会中の継続審査に付したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

この委員会は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第6 発議第4号

○議長（岡田初雄君） 日程第6、発議第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題といたします。

この際、提案者の産業建設常任委員長より提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 発議第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、この意見書については、全国森林環境税創設促進議員連盟から、平成24年

7月24日付で議長あてに採択の依頼があり、産業建設常任委員会に付託されました。

産業建設常任委員会で協議した結果、全会一致でこの連盟の趣旨に賛同し、「採択するべきもの」と決し、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙意見書の提出を提案するものです。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの削減は我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間、温室効果ガスの6%を削減する国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量による確保としている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地球の財源確保については、平成24年税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより着実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や、林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策など地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

二酸化炭素吸収源としても重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源の確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、委員会の付託を省略することに決しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第4号を採決いたします。

本議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第7 所管事務等調査について

○議長（岡田初雄君） 日程第7、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表

のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第49回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会といたします。

長期間にわたりまして、大変御苦勞さまでございました。

第49回宍粟市議会9月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

秋の深まりは、心なしか少しセンチな気がいたします。山はその頂から、少しまた少し装いを新たにしていけます。物思う秋の深まりであります。あの夏の暑さの中、ただひたすらじっと我慢をしていた彼岸花が刈り取りを終えた殺風景な田のあぜ道に咲き競っています。自然の仲間、常にその出番をたがえることなく、私たちにその存在を知らしめます。私たちはまた、人としてその役職を思うとき、その存在と責務の重さをこの真紅な花に見つけます。

本9月定例会は、9月3日開会、本日28日閉会と長きにわたり、議員各位には御健勝にて、最終日まで終始熱心に御審議賜り、厚くお礼申し上げます。また、田路勝市長をはじめ当局におかれましても、常に誠実に議員の質疑、審議に真剣に御議論いただきましたことを宍粟市発展のため大変喜ばしいことと存じ上げます。

今定例会は、補正予算や契約案件などの重要案件の審議に加え、合併後初めて、会期中に平成23年度歳入歳出決算の認定にかかる決算特別委員会の審議が行われました。

木藤幹雄委員長をはじめ特別委員会の委員各位に、心から敬意を表するものでございます。大変御苦勞さまでございました。

また、議会議員政治倫理条例をはじめとする議会発議による3条例の検討のため

の議会改革推進特別委員会等も開催されたことから、非常に厳しい日程でありましたが、皆様の真剣な審議により、いずれも妥当な結論に至ったことは行政執行上においても大変喜ばしいことでもあります。

特に、議会基本条例の趣旨に基づき、議会改革を推進するために設置した議会改革推進特別委員会において、たび重なる協議及び議論を経て発議された議会議員政治倫理条例、議員定数条例の改正、そして、選挙公営に関する条例の3条例の制定は、二元代表制の一翼を担う議会として、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に繋がるものと考えます。

改めて、岡崎久和議会改革推進特別委員長をはじめ、委員各位に心から敬意を表すものでございます。大変どうも御苦労さまでございました。

議会改革としての取り組みは、これからが本番であります。議会として大きな一歩を踏み出したと言えます。

社会情勢は刻々と変化しております。市の将来像であるまちづくりのためには、「何のために何が必要か、そして今、何が求められ、何をなすべきか」、このことを新たな発想を持って大いに議論を重ねることが大切であることは、私が申すまでもございません。

田路 勝市長をはじめ市当局、議会、ともに二元代表制の真意に基づき、私はもとより市民の皆様の負託に答えるべき精進を願うばかりであります。残す任期7カ月余りますますの御精励を御期待申し上げます。

終わりになりますが、時の移ろいは体をいじめるものでございます。御自愛を願うとともに、田路 勝市長をはじめ職員の皆様、議員各位の御健勝、御活躍をお祈りし、あわせて、当局には、近づく台風17号、18号の的確な対応をお願いするとともに、市民の皆様はもとより宍粟市にとって被害のなきことをお祈りし、第49回宍粟市議会9月定例会を閉じる挨拶といたします。

大変どうも御苦労さまでございました。

○市長（田路 勝君） 第49回宍粟市議会9月定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、秋晴れのすがすがしい空が広がっていますが、今週末から来週にかけて、台風第17号が日本に接近するようで、大変心配をいたしております。

秋には、各地域の祭りなど屋外でのイベントも多く、お世話をいただく皆様には、天候が非常に心配なところであると思いますが、穏やかな秋空の中でそれぞれのイベントが実施できることを願っております。

さて、このたび、宍粟市防災会議において、「地域防災計画」を改訂いただき、平成21年豪雨災害の教訓をもとに、「人の和で命を守るまちづくり」を計画の理念とし、「住民、地域、行政が「自助」「共助」「公助」の三つの力を結集して、減災と災害対策に取り組むこと」と明記をされたところであります。

災害が起ころうとしている時、家族や自分自身による「自助」、そして地域での助け合いによる「共助」が最もその対策に有効であるとされています。市としましても、正確な情報提供やライフラインの確保などの「公助」の責を果たすことはもちろんですが、日ごろから「自助」「共助」「公助」、それぞれの役割を認識し、備えを万全に行えるよう努めていきたいと考えております。

このような中、防災対策の一つとして、9月より大雨の際に、河川ライブカメラの情報をしそチャンネルで提供できるように体制を整えました。幸い9月には放映することはありませんでしたが、今後、市民の皆さんの防災に活用いただきたいと思います。

また、9月定例会より、本会議の様子もしそチャンネルとし一たん放送で生中継しています。市民の代表として選ばれた議員の皆さんの御意見をはじめ、市長として、そして、市として、どのように市政を進めているかということも多くの方々に知っていただくことで、さらに市民の皆さんの市政に対する考えや思いが深まるものと考えます。

今年も10月19日の三土中学校区をはじめとし、市内8中学校区において、行政懇談会を開催いたしますが、この行政懇談会をはじめ、さまざまな手段により、市民の皆さんへ情報提供をし、お知恵をいただきながら、よりよい宍粟を目指し、ともに考えてまいりたいと思います。

9月3日に開会されました第49回宍粟市議会定例会は、本日で閉会となりますが、岡田議長、岡崎副議長をはじめ、議員の皆さんの御精励により滞りなく、追加議案を含め、全議案を議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本定例会では、平成24年度一般会計補正予算をはじめ、追加議案を含め32議案について、慎重に御審議をいただき適切な議決をいただきました。ありがとうございました。

終わりになりましたが、議員の皆さんには御健勝にて、今後とも宍粟市の発展に向けて、より一層の御理解と御支援、御協力、そして御活躍を願ひまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後 0時26分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 小 林 健 志

宍粟市議会議員 大 上 正 司